

平成 27 年度調査計画書

調査名	山梨県人口動態調査死亡小票における自殺に関する実態分析研究
-----	-------------------------------

1. 調査の選定

県内の人口動態調査死亡小票から平成 24 年 1 月～平成 26 年 12 月の中で死亡原因が自殺によるもの（国籍は問わない）について県全体及び市町村・保健所ごとの自殺の実態を把握する。

2. 対象

H24 185（人口動態確定数） H25 196（人口動態確定数） H26 203
今回提供されたデータ数 H24 188 H25 197 H26 189
上記の差については人口動態調査では、属性的範囲（客体）が「日本における日本人（前年分は含まない）」数のため、今回の調査では属性的範囲を死亡原因が自殺によるもので国籍は問わないとしたため。

3. 調査の意義、目的、方法、期間及び個人情報保護の方法

(1) 意義

県内における自殺者のデータは人口動態統計および警察データである程度明らかになっているが、自殺者の死亡小票を分析することにより詳しい自殺に関する実態を把握することにより、県内における自殺対策を検討するための基礎資料とし、今後の自殺予防対策に資することが可能となる。

(2) 目的

山梨県における自殺者の実態を明らかにする。

(3) 方法

県内の各保健所に精神保健福祉センター職員が出向き、平成 24 年～平成 26 年の 3 年間の死亡小票を転写、集計し分析する。調査項目は下記のとおり

① 年月日、②死亡したとき、③男女別、④死亡したところ、⑤死亡した人の住所（保健所、市町村）、⑥死亡した人の夫または妻（関係、年齢）、⑦死亡したところの種別、⑧死亡の原因、⑨国籍、⑩世帯の仕事、⑪死因の種類、⑫外因死の追加事項

また、過去に平成 15 年～17 年に行っている当センターの人口動態調査死亡小票（653 件）の分析結果と比較し、過去の状況からの状況変化がみられるのかなど分析・各項目について保健所・市町村ごとにクロス集計し、分析していく。

(4) 調査期間

5 月 28 日（目的外使用申請承諾日）から 1 年間

(5) 個人情報保護の方法

本研究で収集する個人情報は性別、年齢、居住市町名のみであり、個人を特定する情報は含まれていない。

収集した情報は施錠可能な利用場所に限定して利用し、それ以外の持ち出しを禁止する。調査票情報は利用時以外は施錠可能なボックスに施錠の上保管する。

4. 期待される利益及び危険等

(1) 期待される利益

本研究を実施し、現状を分析することにより、山梨県における実態把握につながり、適切な自殺予防対策を構築することを通じて、自殺の予防につながることが期待される。

5. 調査の公表

結果については、山梨県の自殺の現状の基礎データとして、県庁内の自殺対策主管課等に情報提供や平成28年度以降の山梨県主催の自殺対策に関する連絡会議の資料として情報提供を予定している。なお、公表に当たっては、個人が特定されないよう統計表の作成方法等に留意し、公表は厚生労働省が人口動態調査の確定数を公表した後とする。さらに、厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用した旨を明記する。